




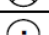
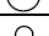


道路境界確認証明申請書添付書類作成の注意事項

- 委任状等 : 代理人が申請する場合(申請書記載の申請者(土地所有者等)が本人でない場合は、本人から代理人へ委任したことを明かにする書類(委任状等)を添付してください。
- 位置図 : 縮尺1/25,000、又は1/50,000の地図を使用し、申請箇所を赤で記入してください。
※著作権法等の法令に反する図書の複写使用等はおやめ下さい。
- 管轄登記所 備付け地図 : 法務局備付の地図(公図)の謄本を添付してください。
ただし、内容は図面作成時点から1月以内を目安に、最新のものをご用意下さい。
正の申請書に1部添付し、副の申請書は写しでもかまいません。
- 登記簿謄本 又は抄本 : 申請地及び隣接地の登記簿謄本又は抄本(標題部のみでも可)の原本を添付してください。
正の申請書に1部添付し、副の申請書は写しでもかまいません。
- 実測平面図 : 縮尺は1/250、又は1/500で作成してください。
申請地を黄に着色し、官民境界を赤で記入してください。
申請地前後1～2本先までの国道境界杭すべての箇所での道路縦断方向の杭間距離及び各杭位置での道路幅員を測量してください。
基本的に道路幅員の測量は、道路中心の縦断方向に対して直角で測量をして下その他に見通し線の変化点等で追加の測量をしていただく場合があります。
隣接地権者を含めて、関係者同意の押印欄は実測図と同一図面中に作ってください
測量者の記名押印をしてください。

※実測図面は補正の必要を生じる場合が多いので、関係者同意の前(押印前)に、必ず新庄国道維持出張所の図面審査を受けてください。

境界杭の種別を下記凡例を参照のうえ記入してください。

凡例	
	国道境界杭(YK-1,YK-2,YK-3の杭種を記入)
	国道境界不明
	国道境界復元(YK-1,YK-2,YK-3の杭種を記入)
	県道・市道境界杭
	民民境界杭(プラスチック等杭種を記入)
	マーキング
	測点

※実測図作成範囲内で、設置されているはずの道路境界杭が見当たらない場合は、杭の位置を復元して頂く場合があります。
※対向地に相対する境界杭がない場合は縦断方向の交点までの距離を明示してください。

- 隣接地権者の同意 : 申請の土地及び隣接する土地所有者等関係者全員の記名押印をしてください。
(ただし、申請の目的や用途によって異なる場合があります。)
また、一部の土地所有者の同意が得られない場合でも、土地境界に関する争いが無く、その理由が真にやむを得ないものと認められるときは、押印する場合がありますので、理由書を添付してください。
- 提出部数 : ※申請書類の提出部数は、通常は2部(正副各1部)です。
- その他 : 事前に、必ず、出張所とよく打合せを行って頂くようお願いします。
土地所有者(代理人含む)以外の方が申請する場合は、具体的に理由経緯等をご説明下さい。